

## パブリックコメントの実施概要について

### パブリックコメントの実施結果

#### (1) 実施期間

令和6年10月11日（金）から10月31日（木）まで

#### (2) 募集方法

令和6年10月11日発行のこうとう区報及び区ホームページへの掲載及びSNS（X、LINE、Facebook）でも情報発信するとともに、区役所2階のこうとう情報ステーション及びこども家庭支援課で閲覧に供した。

#### (3) 意見提出者数

13名（匿名による無効意見は含まない）

#### (4) 意見件数

26件（匿名による無効意見は含まない）

（内訳）

内容	件数
条例全体に関する意見	4件
定義に関する意見	1件
保障される子どもの権利に関する意見	5件
区の責務に関する意見	2件
子どもの権利が守られていない状態からの回復に関する意見	4件
その他、区の施策等に関する意見	10件

#### (5) 意見の要旨と区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎ 条例（案）に反映させる

条例（案）に既に入っている

○ 関連する内容を条例（案）に反映させる

△ 施策等の推進に当たって参考とする

□ 意見・要望としてお聞きする

	ご意見（要旨）	区の考え方	取扱い
条例全体			
1	「子どもの権利」を謳つていいる条例であることをストレートに表現するために条例名を「江東区こども権利条例」とした方がよい。	本条例は子どもの権利だけではなく、それ以外に「区の責務」等の権利に関連した項目もあるため、条例名でも「子どもの権利に関する」としております。	□
2	漢字にルビを振ったり、「です・ます」調にしたり、使われる言葉も子ども自身が読みやすく、理解しやすい文言や文章にしてほしい。（同主旨1件）	子どもにも理解しやすい構成とするため、全文にルビを振り、語尾も「です・ます調」にする等小学校高学年程度の子どもが理解できるような文言を使用する予定です。	◎
3	公共の場で子ども達が多少迷惑をかけても、暴言やベビーカーを蹴るなどの行為を禁止してほしい。子どもが、周りの大人から寛容な目で見守ってもらえるような条例になってほしい。	「子どもにとって良い環境を作っていくこと」については、区民の役割の中に追記します。	○
定義			
4	育ち学ぶ施設の一つとして「公園」を入れた方がよい。これからのかどもたちは施設の中だけではなく、自然の中でも育まれていくべきと考えています。	本条例において「育ち学ぶ施設」は、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に定める学校等、子どもが育ち、遊び、学び、活動するための施設を想定した内容としております。しかしながら、「自然」に触れる経験も重要であるため、「自然」という文言については、条例内の他の部分で加えます。	○
保障される子どもの権利			
5	「様々な文化、芸術、スポーツなどに触れて豊かな経験ができる」という文言を加えた方がよい。	「自然」という文言を加えます。	◎
6	性的少数者の子どもの人権尊重を明記してほしい。	「安心して生きる権利」において「性のあり方などにより差別をされないこと」を記載しております。	◎

	ご意見（要旨）	区の考え方	取扱い
7	子どもの健康に生存する権利を保障するため、区内全域で路上や広場等公共スペースでの喫煙行為を刑事罰付で禁止してほしい。	「子どもにとって良い環境を作っていくこと」については、区民の役割の中に追記します。喫煙行為に対しては罰則で規制するだけではなく、喫煙者のマナー・モラルの向上も広げていくことが大切であり、区では、たばこの健康への影響や受動喫煙を生じさせない配慮の必要性、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の趣旨等について周知を行っています。区民の皆様のご協力もいただきながら、今後も啓発に取り組んでまいります。	○
8	(教師を含め) 体罰、虐待などについて条例で禁止し、条例に罰則を設けた方がよい。	本条例では、子どもの権利を保障するための基本的事項を定め、子どもの権利を守る意識を区全体に広げ、権利侵害を未然に防ぐ行動につなげていきたいと考えているため、罰則は設けておりません。教師の服務事故の防止については、研修を充実するなど徹底に努めます。	△
9	こども会議、こども議会等を常設し、子どもの意見を聞く機会の確保と意見反映を行うべき。	具体的な意見表明の機会の創出については、今後、検討してまいります。	△
区の責務			
10	こども達に子どもの権利について広く周知してほしい。	区ホームページやSNSなど、様々な方法で周知啓発を図ってまいります。また、区の職員への周知・啓発も行ってまいります。	◎
11	日本国憲法、子どもの権利条約の理念を区内全域に浸透させ、区の職員の教育も行ってほしい。		
子どもの権利が守られていない状態からの回復			
12	保育事故、学校事故という文言を入れて欲しい。第三者委員会を立ち上げて結果を区報やWebで周知するというところまで明記してほしい。(同主旨1件)	差別、虐待、いじめ以外の権利侵害を網羅する表現として、「その他の権利が守られていない状態」を追加します。また、第三者性を持たせた権利擁護機関の設置等の個別具体的な対応については、引き続き他自治体の事例を研究するとともに、既存の相談窓口の活用についても併せて検討してまいります。	○

	ご意見（要旨）	区の考え方	取扱い
13	条例に子どもの権利侵害の救済や相談に関する事項等も記載するべきと考えます。子どもの権利を擁護し、必要時には勧告や提言、権利救済、人権救済を行うことできる「子どもの人権オンブズパーソン」のような第三者機関を設置するべき。（同主旨1件）	権利侵害の救済等、具体的な施策については本条例には載せず、本条例の考え方に基づき、必要な施策を進めていく事を考えております。また、条例制定後に複数自治体において、権利擁護機関を設置していることについては承知しておりますが、第三者性を持たせた権利擁護機関の設置については引き続き他自治体の事例を研究するとともに、既存の相談窓口の活用についても併せて検討してまいります。	△
その他			
14	子ども、保護者、若者に対する支援が明記されていない。この条例を策定するにあたり有識者の意見は聞いたのか疑問であり、地域子ども・子育て支援事業の16事業に力をいれてほしい。	本条例では、子どもの権利に関する区の考え方を記載しており、具体的な支援策・取組内容については社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、子ども計画等の中で示しております。また、本条例案は有識者を含めた江東区子ども・子育て会議に諮っており、地域子ども・子育て支援事業については、子ども計画に記載いたします。	△
15	就学等により、障害児に対する必要な支援が途切れてしまうことがあるので、必要な医療や行政サービスが受けられているとは思えない。就学後の障害児も発達センターで訓練等を受けられるようにしてほしい。	子ども発達センター（児童発達支援センター）は、児童福祉法に基づき未就学児を対象に設置された施設であり、就学後の児童への対象の拡充は難しい状況です。就学後は、特別支援学校、放課後等デイサービス、障害者福祉センター、療育機関等お子様の状況に応じ各種支援・サービスをご利用ください。	□
16	支援学級は学校選択の制度から除外されており、障害のあるなしで差別されないとは言えないのではないか。	現在、区立小学校13校、中学校7校に知的障害特別支援学級を設置しております。通常の学級に比べ通学区域が広く通学の距離が長いなど課題があることは承知しております。今後も引き続き、教育委員会で設置している「江東区特別支援教育検討委員会」にて特別支援教育の各種課題を検討し、いただいたご意見は共有させていただき、より良い環境の整備に努めてまいります。	△

	ご意見（要旨）	区の考え方	取扱い
17	保護者が安心して学べる環境を整えようと模索しても障害児は自由に選べない事があるというのが今の江東区の実情であり、このような条例を施行するのであれば、障害児の環境についても考え直してほしい。	特別な支援を必要とするこどもが、安心して学べるよう、教育委員会では「江東区特別支援教育検討委員会」を設置しており、特別支援教育の各種課題に対して検討しておりますので、いただいたご意見を共有させていただき、より良い環境の整備に努めてまいります。	△
18	発達障害の子どもの支援体制を確立し、発達障害児の人権保障を万全にしてほしい。	区立小中学校においては、人権教育の一環として障害者（児）への理解を深める取り組みを行っており、インクルーシブ教育を推進しております。また、教育委員会では、「江東区特別支援教育検討委員会」を設置し、特別支援教育の各種課題について検討しておりますので、いただいたご意見を共有させていただき、より良い環境の整備に努めてまいります。引き続き、発達障害相談の充実や関係機関との連携を図り、発達障害等への理解が進むよう啓発、体制確立に努めてまいります。	△
19	習い事以外で文化、芸術、スポーツに触れるのは難しい。特に水泳は学校の指導だけでは泳げるようにはならないので、外注にするか、スイミングスクールに通う補助金を出してほしい。	公立小・中学校では、学習指導要領の内容に基づき、水泳の学習を行っています。泳ぐ力については、こどもたち一人ひとりの状況に応じて学習を行っているところです。	□
20	学校教育では、画一的な指導が残っており、個人のレベルに合わせた宿題を課す等、個人が尊重された柔軟な対応をしていくべきだ。	江東区のすべてのこどもたちが安心して学べるよう「みんな、かがやく！」をテーマにしています。学習方法や宿題の内容も含め、個に応じた取り組みを充実できるようにしてまいります。	□
21	区内の学校の校則の改廃や制服の着用について、子どもの自己決定権を認めることを記載してほしい。	学校のきまりについては、こどもたちがともに学校生活を送るうえで必要なことをこどもたち自身が考え、決めていくよう推進しています。今後も標準服（いわゆる制服）の着用については、子どもの思いや考えを大切にするよう、伝えてまいります。	□
22	精神保健福祉における医療保護入院を個人の意思を尊重せず、明確な理由なく行うのを禁止してほしい。	医療保護入院は、法に則り、指定医の診察を踏まえて病院の管理者によって行われる制度であり、明確な理由なく入院させることは行っておりません。	□
23	区立小学校全ての教室に監視カメラを設置してほしい。	こどもたちを守るための監視カメラについては、こどもたちのプライバシー保護の観点から予定しておりません。	□